返還する奨学金の一部を補助します!

〇歳未満の方まで対象となりました!

(72ヵ月まで補助)

令和8年 3月1日時点 補助率 上限額 の勤務地 年 12 万円 1/2 市内 (月1万円) 年6万円 市外 1/4 (月5千円)

※令和6年度以前に36ヵ月補助を受けた方は対象外となります

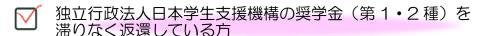
申請期限

令和8年1月5日(月)



補助対象要件

次の要件をすべて満たす方



令和8年3月31日時点で40歳未満の方 ※ただし、令和6年度までの制度で36ヵ月補助を受けた方は対象外です。



平成30年4月1日から令和7年12月31日までの間に、中小企業等(※)に正規雇用 され、かつ、令和8年3月1日まで継続して雇用される方

平成 30 年4月1日から令和6年 12 月 31 日までの間に、中小企業等に正規雇用に準じ る形で雇用され、かつ、令和8年3月1日まで継続して雇用される方

※中小企業等とは、社会福祉法人、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は従業員が300人以下の法人、個人など。 国、公共法人、その他国又は普通地方公共団体が資本金等の2分の1以上を出資している法人は対象外です。 ※正規雇用に準じる形とは、所定労働時間が週20時間以上かつ正規雇用の3/4以上である雇用形態をいいます。

★上記以外の要件もあります。詳しくは加古川市HPをご確認ください。

申請先

加古川市 産業振興課 労政・工業振興係(加古川市役所 〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

電話:079-427-3074(直通) FAX: 079-424-1373









中小企業等に就職される市内の若者をサポートします。 加古川市に住みながら、魅力ある地元の企業で働きませんか?

補助金額は、令和8年3月1日時点で市内の事業所に勤務している場合は補助対象期間中に返還した奨学金の1/2(月1万円)、市外の事業所に勤務している場合は1/4(月5千円)が上限となります。

※兵庫型奨学金返済支援制度を受けている場合は、その額を差し引いて計算します。

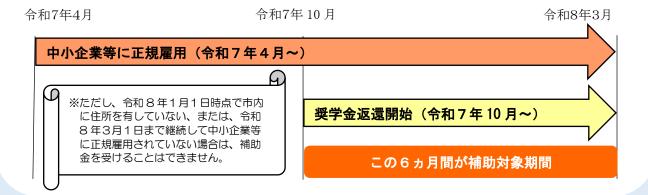
補助対象期間とは、令和7年4月から令和8年3月のうち、中小企業等に正規雇用又は正規雇用に準じる形で雇用され、かつ、奨学金を返還している期間です。

※正規雇用に準じる形での雇用の場合、当該雇用から1年を経過した日が補助対象期間の始期です。

補助対象期間の例

※正規雇用者の場合

(令和7年4月に正規雇用、令和7年10月に奨学金返還開始の場合)



補助金交付までの流れ

時期	申請者→加古川市	加古川市→申請者
令和8年1月5日(〆切)	交付申請	
令和8年1月~2月		交付(不交付)決定通知
令和8年3月末	実績報告	
令和8年3月末		交付確定
令和8年4月~5月		通知書発送•補助金交付

申請方法

- (1) 申請方法 申請書を郵送にて提出 提出先:加古川市 産業振興課(市役所新館3階)
- (2) 申請期限 **令和8年1月5日(月)【必着**】
- (3) 申請に必要な書類

7 THICO SOLD		
必要なもの	備考	
①交付申請書※	記入もれに注意	
②中小企業等に雇用されていることが確認	社員証、雇用契約書の写しなど会社名のわ	
できる書類	かるもの	
③日本学生支援機構が発行する補助対象期	スカラネット PS 「詳細情報」、奨学金	
間における奨学金の返還金額や返還方法	返還口座振替(リレーロ座)加入通知・	
の詳細が確認できる書類	振替案内 などの写し	
4 奨学金の返還実績が確認できる書類	通帳などの写し	
	(4月から申請時点の直近の月まで)	

※交付申請書は加古川市ホームページ又は産業振興課窓口で取得できます。